様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年 9月26日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃきょうわてくにか  一般事業主の氏名又は名称 株式会社協和テクニカ  （ふりがな）しみず　そういちろう  （法人の場合）代表者の氏名 清水　総一郎  住所　〒360-0103  埼玉県 熊谷市 小江川２１２１番地  法人番号　2030001085481  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社のDXに関する取組 | | 公表日 | ①　2025年 6月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社協和テクニカHPトップページ「会社案内」⇒「当社のDXに関する取組」にて公表  　https://kyowa-tech.com/dx.html  　「DX基本方針」「DX戦略策定の目的」 | | 記載内容抜粋 | ①　①　DX基本方針  ・毎日の生産活動の中で、様々な情報や数値データを収集し、それらを分析することで得られたもので、さらなる生産の改善を行う。  ・暗黙知の形式知化により作業の属人化を防ぎ、社員の多能工化を進める。  DX戦略策定の目的  株式会社協和テクニカは、DXの推進を行うことで方針の共有/現状の分析/改善の実行までのスピードを上げて、競争環境の変化に対応する。  IT化を更に進め、効率を30％上げる。全社員にiPadを支給し、共通の道具として積極的に利用する。操作技術よりも利用技術が大切である。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　デジタル化・IT化を推進していく事を取締役会で決定後、経営計画書に記載・周知し、全社で実行していきます。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進を実現するために  ②　当社のDXに関する取組 | | 公表日 | ①　2025年 6月25日  ②　2025年 6月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社協和テクニカHPトップページ「会社案内」⇒「DX推進を実現するために」にて公表  　https://kyowa-tech.com/dx\_g.html  　「DX推進を実現するために」  ②　株式会社協和テクニカHPトップページ「会社案内」⇒「当社のDXに関する取組」にて公表  　https://kyowa-tech.com/dx.html | | 記載内容抜粋 | ①　『IT化による効率改善』『システムの利用技術向上』『考え方をDXにより進化』を3つの戦略的な柱とし、以下のDX推進を取り組んでいきます。  ①IT化による効率改善  ・GoogleのLooker Studioを最初は数を作り、成果の出たポータルを水平展開していく。  ・DX Suite （OCR）の利用技術を上げ、RPAで出来る作業を全て置き換え自動化を進める。  ・Google Workspaceの利用技術を上げ、データを完全クラウド化する事によりデータを探す時間を減らし、実際に仕事をする時間を増やす。  ・生成AIを活用し業務効率を最大限に上げる。  ②システムの利用技術向上  ・開発した在庫管理システム（IMA知RU）®の利用技術を上げ、［見りゃ分かる］［覚える事に頼らない］しくみに変え処理能力を上げて行く。  ・在庫を探さない。不要な在庫を持たない。  ・KRAGに社内ノウハウを蓄積し活用する。  ③考え方をDXにより進化  ・作業を「安全に」「楽に」「速く」する。  ・問題を可視化する。見えてない問題は解決出来ない。  ・考え方を［出来る目標］→【必要な目標】に変える。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　デジタル化・IT化を推進していく事を取締役会で決定後、経営計画書に記載・周知し、全社で実行していきます。  ②　デジタル化・IT化を推進していく事を取締役会で決定後、経営計画書に記載・周知し、全社で実行していきます。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　当社のDXに関する取組  　「DX推進体制」「DX人材の育成」 | | 記載内容抜粋 | ②　①　DX推進体制  DX推進体制推進を強化するため、2023年よりDXプロジェクトを発足し、デジタル人材育成・IT導入促進・ITツールの活用サポートを推進。  DX人材の育成  積極的な外部研修で得た知見を、社内勉強会で展開し、平均スキルを上げて行く。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　当社のDXに関する取組  　「DXを進めるための環境の整備」 | | 記載内容抜粋 | ②　①　ハード・ソフトの環境整備に継続投資する。  1.社員全員にiPadを支給し、Googleアカウントを用意する。  2.新規設備にはiXacsを設置し、稼働状況をリアルタイムで把握する。  3.電子契約書、電子帳簿保存法へ積極的に対応する。  4.RPAをさらに活用し、事務業務の省人化を進める。  5.デジタル化したマニュアルへの即時アクセスのため、現場にQRコードを掲示する。  6.生成AIとKRAGを使いクローズド環境で使用する |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　当社のDXに関する取組 | | 公表日 | ①　2025年 6月25日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　株式会社協和テクニカHPトップページ「会社案内」⇒「当社のDXに関する取組」にて公表  　https://kyowa-tech.com/dx.html  　「DX戦略達成を測る指標」 | | 記載内容抜粋 | ①　・毎年5月に「経営計画発表会」を実施し、経営計画書及び財務指標の報告を行い、自己評価を開示する。  ・労働分配率の計画　2026年度　55.8％ |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 6月25日  ②　2025年 6月25日 | | 発信方法 | ①　当社のDXに関する取組  　株式会社協和テクニカHPトップページ「会社案内」⇒「当社のDXに関する取組」にて公表  　https://kyowa-tech.com/dx.html  　「代表メッセージ」  ②　DX推進を実現するために  　株式会社協和テクニカHPトップページ「会社案内」⇒「DX推進を実現するために」にて公表  　https://kyowa-tech.com/dx\_g.html  　DX推進を実現するために | | 発信内容 | ①　代表メッセージ  DX(デジタル・トランスフォーメーション)  『企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、  顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、  業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。』  (経済産業省「DX推進ガイドライン」より)  株式会社協和テクニカでは、DXを「ITを活用して組織に変革を起こすこと」定義します。  株式会社協和テクニカでは、市場環境の劇的な変化にスピードで対応していくために、  従来からのシステムや暗黙知を形式知にしていく事、多様な働き方の受入や促進、業務効率化、  何よりもお客様に向き合う時間を増やしていくためにデジタル化・IT化を推進してまいります。  ②　株式会社協和テクニカでは『IT化による効率改善』『システムの利用技術向上』『考え方をDXにより進化』を3つの戦略的な柱とし、以下のDX推進を取り組んでいきます。  ①IT化による効率改善  ・全社員にiPadを支給し、共通の道具として積極的に利用する。  ・GoogleのLooker Studioを最初は数を作り、成果の出たポータルを水平展開していく。  ・DX Suite （OCR）の利用技術を上げ、RPAで出来る作業を全て置き換え自動化を進める。  ・Google Workspaceの利用技術を上げ、データを完全クラウド化する事によりデータを探す時間を減らし、実際に仕事をする時間を増やす。  ・生成AIを活用し業務効率を最大限に上げる。  ②システムの利用技術向上  ・開発した在庫管理システム（IMA知RU）®の利用技術を上げ、［見りゃ分かる］［覚える事に頼らない］しくみに変え処理能力を上げて行く。  ・在庫を探さない。不要な在庫を持たない。  ・KRAGに社内ノウハウを蓄積し活用する。  ③考え方をDXにより進化  ・作業を「安全に」「楽に」「速く」する。  ・問題を可視化する。見えてない問題は解決出来ない。  ・考え方を［出来る目標］→【必要な目標】に変える。  これら上記施策を確実に実行するため、私 清水総一郎直轄の『DXプロジェクト』を発足致しました。  このプロジェクトを基盤として『デジタル人材育成』　『IT導入促進』　『ITツール活用サポート』の推進を止める事なく進めていきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 1月頃　～　2025年 6月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 1月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。